備後圏都市計画地区計画の変更(三原市決定)

都市計画新倉町木之浜地区計画を次のように変更する。

	名 称	新倉町木之浜地区計画								
	位置	三原市新倉町の一部								
	面積	約 11. 3ha								
区域の	地区計画の目標	当地区は三原駅から西約3.5km,沼田川の左岸に位置し、一部に住宅及び工場が点在する低湿地帯である。 現在、組合施行による土地区画整理事業が行われており、地域高規格道路福山本郷道路に指定された国道2号三原バイパスの新倉町ランプが近接している。 本計画は、事業後に予想される建築物の用途の混在や、土地の細分化などによる住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある市街地を計画的に誘導しつつ、緑豊かで潤いのある良好な住環境を形成・保持するとともに周辺環境と調和した工業環境の形成を図ることを目標とする。								
整備・開発及び	土地利用の方針	緑豊かで潤いのある良好な住環境及び周辺環境と調和した工業環境の形成並びに利便性の高い工業地の形成を図る。 <工業地区>環境の悪化をもたらすおそれの少ない軽工業等の利便を増進し、立地条件を活かした流通業務施設及び沿道サービス施設等を誘導していく。 <住居地区(A地区)>低層住宅を主体とした住環境の形成を図り、住宅と調和した小規模な店舗・飲食店・事務所等の立地を許容していく。 <住居地区(B地区)>低層住宅を主体とし、周辺の自然環境と調和のとれた良好な住環境の形成を図る。								
保全の方針	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により道路、公園等が適切に配置、整備される計画であり、事業後、これらの施設の機能が損なわれないよう維持・保全を図る。 土地区画整理事業地外の既存の道路については、地区施設として位置づけ適切な整備を行い、機能が損なわれないよう維持・保全を図る。								
ж _.	建築物等の整備方針	良好な工業及び住宅環境を形成するため、「建築物等の用途の制限」及び「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 また、緑豊かで美しいまちなみとゆとりある都市空間を創出するため、 敷地内の空地等は積極的に緑化に努めるとともに、「壁面の位置」、「建 築物等の高さ」及び「かき又はさくの構造」を制限する。								

	地区	道	路														
	施設	名	称	幅	員	延	長				備			考			
	の配	市道新倉町21	号線	5.	0 m	約	6 0 m	拡	幅								
	置及	" 22	号線	4.	0 m	約	7 0 m	拡	幅								
	び 規	計				約 1	3 0 m										
	榵	地地区			T.	業地	. 区	<u> </u>		ſ	主居地区	(A地区	₹)	自	- 居地区	(B地区)
地		区 の 名 取 区 地 区		1 x 2 E								(12-0)			E/170E (B/0E)		
		分の面積	約 1. 3 ha								約 6. 7 ha 約 3. 3 ha						
		建築物等の用途の制限	(1)建築		(昭和2	25年沿	去律第2	0 1号)		律第2	0 1 号)	別表第	第2(は)項	生 建築 類 律第 2	0 1 号)	別表第	2(い)項
			げる	を)項に定る もの						の用途	きに供す.	るもの~	で, その	n に掲げ は建築			
			(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第 2(わ)項に定める建築物中第3号第4号及び第6号							合計が	供する計	方メー	トルを超	3			
区	建		から (3) 長屋	。第8号に ₹	掲げる	もの				えるもい。	のは建築	乗して1	はならな	Ĉ.			
	late																
	築	建築物の	載地高金	書の是低限	1年14・	7 0 0 9	ア七マニ	トルレオ	-る。ただ	邮针机	両待の長	上 任限由	i)+ 1 6 i	5 平方メ-	- Lack	・ナス・ナ	- +:
整		悪地面積の最低限度	し, 次の名											当する場合			
	193	X E K Z	(1) 土地	也区画整理) 2 0 0 平					地処分に	(1)				3条の規定 未満となる		換地処分	分によ
	築		(2) 現に		敷地と	こして何	吏用され	ている土		(2)	現に建築	延物の敷	地として	て使用されま現に存っ	れている		
				也の権利に よらば当該							規定に通	百合しな	いことと	敦地とし [~] となる土均			
	に		(3) 市县		市街地	也環境の	り維持増			(3)		以好な市	街地環場	する場合 竟の維持は	曽進を図	る上で特	寺に支
備			にす	を 関がな↓	いと認め	うた場合	1				障がない	いと認め	た場合				
	関																
		壁面の位置	建筑物。	りが除力に	+ > 4n 1:	・仕わる	X 11 0 =	'み、こ 動生	地境界線ま	での野宮	催冲 1	0 3 -	_ k a .N	ししナス	ただ	1 水雪状	阳産クッ
	す		満たないは	巨離にある	建築物	カ又は類	建築物の	部分が,									放及に
計			(2) 2	大のいずれ () バルコ	しかに排			17.5	(1 +> 0 +>								
	る		(r	· ·) 袖壁 ·) 床面積		くされた	ない出窓										
			(4) 艮	死設の堀り	込み車	重庫部分	÷		の合計が								
	事			る用途(自 内のもの		車を除く。)に供し	, 軒の高	高さが3	メート	ル以下で,	, かつ,	床面積低	の合計			
画			(6) 市	方長が良好	子な市街	5地環境	竟の維持	増進を図	る上で特	に支障が	がないと	認めたす	もの				
凹	項																
		建築物等の高 さの最高限度												トル以下。 k道の用に			
		- WINDAX									の限りて			/ 14 (ν· / α		
		かき又はさく の構造の制限												はさくの話			
		い 悟 垣 の 削 限					_							ただし, <i>生</i> りでない。		以近7兄円目	ヒイム
	'标	地区施設の配置	についてに	+ 計画図	 表示σ	レセク) 1										